

国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて

平成 27 年 5 月 国税庁

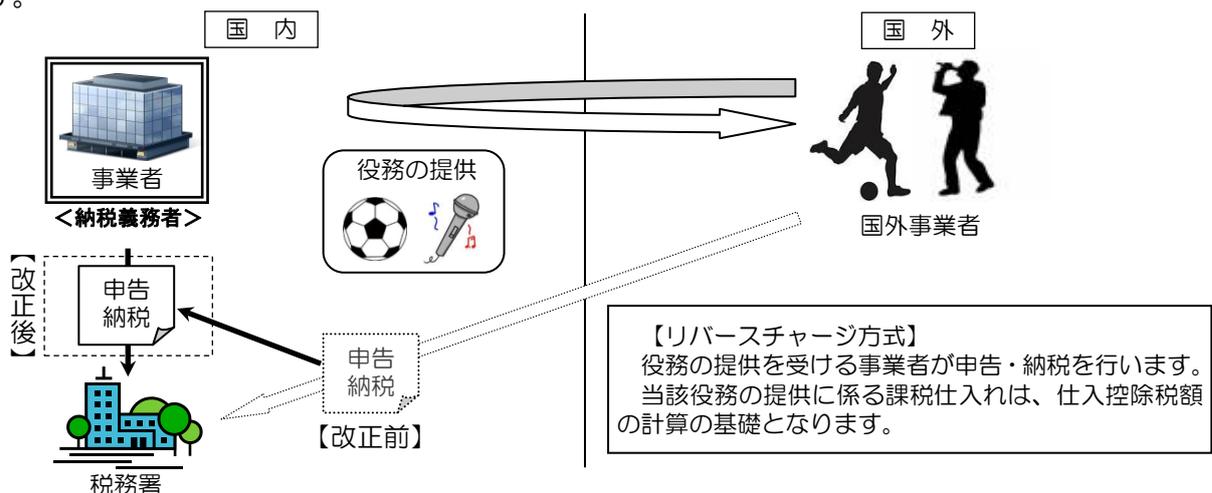
所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）等により、消費税法等の一部が改正され、国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供について消費税の課税方式が見直され、当該役務の提供を受けた事業者に申告納税義務を課す、いわゆるリバースチャージ方式が導入されました。

I 特定役務の提供

国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます。）を「特定役務の提供」と位置付けることとされました。

II 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

「特定役務の提供」については、国外事業者から国内において当該役務の提供を受けた事業者が「特定課税仕入れ」として、「リバースチャージ方式」により申告・納税を行うこととなります。



※ 「特定役務の提供」を行う国外事業者の方は、あらかじめ、役務の提供を受ける事業者に対して、当該役務の提供がリバースチャージ方式による申告対象の取引となる（役務の提供を受ける事業者が「特定課税仕入れ」として消費税を納める義務がある）旨を、表示しなければならないこととされています。

見直しに伴う経過措置

リバースチャージ方式に関する経過措置

「特定役務の提供」を受けた場合のリバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、当該課税期間について一般課税で申告する場合で、課税売上割合が 95%未滿である事業者にのみ適用されます。

当該課税期間において、課税売上割合が 95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「特定役務の提供」を受けた場合であっても、経過措置により、当分の間、その「特定役務の提供」に係る仕入れはなかったものとされますので、その課税期間の消費税の確定申告では、当該仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれません。

○ 適用開始時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

「特定役務の提供」に該当する取引の具体例

特定役務の提供に該当する取引は、具体的に以下のようなものが該当します。

国外事業者が、対価を得て他の事業者に対して行う

- ① 芸能人としての映画の撮影、テレビへの出演
- ② 俳優、音楽家としての演劇、演奏
- ③ スポーツ競技の大会等への出場

なお、国外事業者が個人事業者で、当該個人事業者自身が①から③の役務の提供を行う場合も含まれます。また、国外事業者であるスポーツ選手が、映画やCM等の撮影を国内で行って、その演技、出演料等を受領する場合は①に含まれます。

国外事業者がアマチュア、ノンプロ等と称される者であっても、スポーツ競技等の役務の提供を行うことにより報酬・賞金等を受領する場合は③に含まれます。

※ ただし、①から③の役務の提供であっても、国外事業者が不特定かつ多数の者に対して行うものは、「特定役務の提供」に該当しません。

ポイント

映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供を行う国外事業者が免税事業者であっても、「特定役務の提供」に該当します。

リバースチャージ方式による消費税の申告納税

特定役務の提供を受けた課税事業者は、リバースチャージ方式による申告納税を行うこととなりますが、ポイントは次のとおりです。

- ・ 特定課税仕入れに係る支払対価（＝受けた特定役務の提供の対価の額）が、消費税の課税標準となります。
- ※ 資産の譲渡等に係る消費税とは区分して課税標準額や対価返還等の計算を行う必要がありますので、通常の消費税の申告書に併せて、「申告書別表 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を添付する必要があります。
- ・ 特定課税仕入れは、通常の課税仕入れと同様に、仕入控除税額の計算の基礎となります。
- ※ 特定課税仕入れについては、他の課税仕入れに係る記載事項のほか、当該課税仕入れが特定課税仕入れである旨を帳簿に記載しておく必要があります。

「リバースチャージ方式」による申告を行う場合の計算例等については、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し等について（国内事業者の皆さまへ）」をご覧ください。

※ 免税事業者は、特定課税仕入れに係る納税義務も免除されます。

ポイント

見直しに伴う経過措置が適用され、特定課税仕入れがなかったものとされる課税期間については、特定課税仕入れに係る申告納税義務もありません。また、仕入税額控除を行うこともできません。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。